

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会

次 第

1 協議事項

ツキノワグマ管理事業実施計画について

◆◆◆◆◆ 配布資料 ◆◆◆◆◆

〔議事資料〕

議事 ツキノワグマ管理事業実施計画

- ・令和元年度ツキノワグマ管理事業実績報告書（県実施分）
- ・令和3年度ツキノワグマ管理事業実施計画書（県実施分）（案）
- ・令和元年度ツキノワグマ管理事業実績報告書（市町村実施分）
- ・令和2年度ツキノワグマ管理事業実施計画書（市町村実施分）

〔参考資料〕

資料1 ツキノワグマに関する各種データ

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会委員

(敬称略)

区 分	氏 名	役 職 等	備 考
学 識 経 験 者	青 井 俊 樹	国立大学法人岩手大学名誉教授	部会長
〃	土 屋 剛	石巻専修大学客員教授	副部会長
〃	伊 澤 紘 生	宮城のサル調査会会長	
〃	岡 輝 樹	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所森林研究部門 野生動物研究領域長	
猟 友 会	浅 井 功	一般社団法人宮城県猟友会黒川支部長	
県 関 係 機 関	齋 藤 公仁彦	農政部技術参事兼農山漁村なりわい課長	
〃	中 村 彰 宏	水産林政部技術参事兼林業振興課長	
〃	向 川 克 展	林業技術総合センター環境資源部長	
		8名(定員10名)	

任期 令和元年8月1日～令和3年7月31日

令和2年4月1日現在



○特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例

平成十七年三月二十五日

宮城県条例第四十四号

特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例をここに公布する。

特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例

(設置)

第一条 知事の諮問等に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議するため、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画及び同法第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画(以下これらの計画を「保護管理計画」という。)の実施方法等の検討及び評価に関すること。
- 二 保護管理計画の作成に係る地域住民その他の関係者の合意形成に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項

(組織等)

第二条 委員会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、農業関係団体、自然保護団体又は狩猟者団体の役員又は職員、地域住民の意見を代表する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第三条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、委員長が委員会に諮って議決を要しないと定めたものについては、この限りでない。

(部会)

第五条 委員会に、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める鳥獣に係る保護管理計画の実施方法の分析、評価等に関し調査審議する。

- 一 ニホンザル部会 ニホンザル
- 二 ツキノワグマ部会 ツキノワグマ
- 三 イノシシ部会 イノシシ
- 四 ニホンジカ部会 ニホンジカ

- 2 委員会に、前項の規定により部会の所掌に属させられた事項(以下「所掌事項」という。)の調査審議に資するため、部会委員を置く。
- 3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十人以内とし、委員長が指名する。
- 5 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 6 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前二条(第三条第一項を除く。)の規定は部会について準用する。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一八年条例第六四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(部会委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日から平成十八年九月三十日までの間に任命された改正後の特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第五条第一項第二号に掲げる部会に係る部会委員の任期は、同条第

六項において準用する同条例第二条第三項の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までとする。

附 則 (平成二〇年条例第四六号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(部会委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成二十年八月三十一日までの間に任命された改正後の特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第五条第一項第三号及び第四号に掲げる部会に係る部会委員の任期は、同条第六項において準用する同条例第二条第三項の規定にかかわらず、平成二十一年七月三十一日までとする。

附 則 (平成二七年条例第一六号)

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

